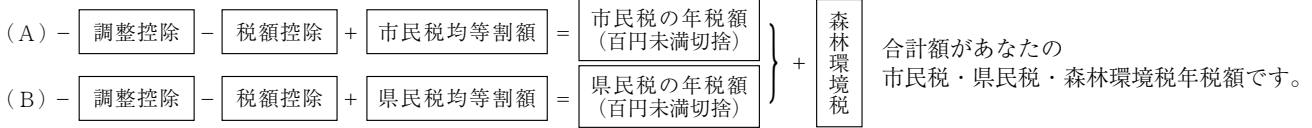
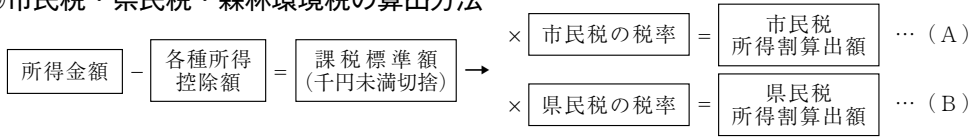


# 【別紙】：市民税・県民税・森林環境税の計算方法について

## ◎市民税・県民税・森林環境税の算出方法



※配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額は、所得割から控除します。これにより控除しきれなかった金額があるときは、均等割に充当または還付します。  
 ※税額控除とは配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除のことを言います。(外国税額控除については、市民税課へお問い合わせください。)

## ◎均等割額

市民税	県民税	森林環境税
3,000円	1,500円	1,000円

※県民税均等割額には、豊かな森づくり協働税として、500円を含みます。

## ◎均等割・所得割の非課税限度額

家族数	均等割 (合計所得金額)	所得割 (総所得金額等)
1人	415,000円	450,000円
2人～	315,000円×家族数+289,000円	350,000円×家族数+420,000円

※家族数＝本人＋同一生計配偶者＋扶養数(16歳未満含む)  
 ※合計所得金額・総所得金額等は、短期譲渡特別控除前、長期譲渡特別控除前

## ◎所得割の税率

税率	市民税	県民税
	6%	4%

※分離課税に係る税率は、市民税課にお問い合わせください。

## ◎公的年金等に係る雑所得の金額の計算方法

※公的年金等の収入金額＝収入

		公的年金等雑所得の金額			
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超	
公的年金等の収入金額	65歳未満の生れの人	130万円以下	収入-60万円	収入-50万円	収入-40万円
		～410万円以下	収入×0.75-27.5万円	収入×0.75-17.5万円	収入×0.75-7.5万円
		～770万円以下	収入×0.85-68.5万円	収入×0.85-58.5万円	収入×0.85-48.5万円
		～1,000万円以下	収入×0.95-145.5万円	収入×0.95-135.5万円	収入×0.95-125.5万円
	1,000万円超～	収入-195.5万円	収入-185.5万円	収入-175.5万円	
65歳以上の生れの人	65歳以上の生れの人	330万円以下	収入-110万円	収入-100万円	収入-90万円
		～410万円以下	収入×0.75-27.5万円	収入×0.75-17.5万円	収入×0.75-7.5万円
		～770万円以下	収入×0.85-68.5万円	収入×0.85-58.5万円	収入×0.85-48.5万円
		～1,000万円以下	収入×0.95-145.5万円	収入×0.95-135.5万円	収入×0.95-125.5万円
	1,000万円超～	収入-195.5万円	収入-185.5万円	収入-175.5万円	

## ◎給与と所得控除後の金額の計算方法

給与等の収入金額の合計	給与と所得控除後の金額の計算式
1円～ 550,999円	0円
551,000円～ 1,618,999円	収入金額-550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～ 1,799,999円	A×2.4+100,000円
1,800,000円～ 3,599,999円	A×2.8-80,000円
3,600,000円～ 6,599,999円	A×3.2-440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円
※8,500,000円以上	収入金額-1,950,000円

※収入金額が1,628,000円～6,600,000円未満については、その収入金額を4で割り、千円未満の端数を切り捨て得た金額をAとして計算します。  
 ※給与と所得者の特定支出の控除の特例については、市民税課にお問い合わせください。

## ◎所得金額調整控除

	適用対象者	所得金額調整控除計算式
子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除	給与等の収入金額が850万円を超えており、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす者 (1)本人が特別障害者に該当する者 (2)年齢23歳未満の扶養親族を有する者 (3)特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)-850万円×10% ※1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。
給与と所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除	給与と所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除	給与と所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

※計算された所得金額調整控除は給与所得から控除されます。

## ◎調整控除額の計算方法

	課税標準額が200万円以下の者	課税標準額が200万円超の者
市民税	①と②のいずれか小さい額×3% ①人的控除額の差の合計額 ②課税所得金額	{人的控除額の差の合計額-(課税所得金額-200万円)}×3%
県民税	①と②のいずれか小さい額×2% ①人的控除額の差の合計額 ②課税所得金額	{人的控除額の差の合計額-(課税所得金額-200万円)}×2%

※調整控除の合計額が2,500円未満の場合は、2,500円(市民税1,500円、県民税1,000円)とします。  
 ※納税義務者の合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。

## ◎所得税と市民税・県民税の人的控除の差(地方税法第314条の6)

人的控除の種類	差額	人的控除の種類	差額
障害者控除	普通 1万円	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額
	特別 10万円		納税義務者の合計所得金額
	同居特別 22万円		900万円以下 5万円
寡婦控除	1万円	900万円超950万円以下 4万円	
	父 1万円	950万円超1,000万円以下 2万円	
ひとり親控除	母 5万円	50万円以上55万円未満	900万円以下 3万円
		50万円以上55万円未満	900万円超950万円以下 2万円
配偶者控除	納税義務者の合計所得金額	扶養控除	950万円超1,000万円以下 1万円
	900万円以下 5万円		一般 5万円
	900万円超950万円以下 4万円		特定 18万円
	950万円超1,000万円以下 2万円		老人 10万円
	900万円以下 10万円	同居老親 13万円	
	900万円超950万円以下 6万円	勤労学生控除 1万円	
	950万円超1,000万円以下 3万円	基礎控除 5万円	

## ◎配当控除額(一般分)

市民税・・・配当所得の1.6%	〔課税総所得金額等の合計額が1,000万円を超えるときは、その超える部分は1/2〕
県民税・・・配当所得の1.2%	

## ◎寄附金税額控除

次の①～④に該当する団体等へ寄附した額の合計額から、以下の算式で計算した金額を控除します。

- ①都道府県、市町村に対する寄附金
- ②鳥取県共同募金会に対する寄附金
- ③日本赤十字社鳥取県支部に対する寄附金
- ④条例指定法人等に対する寄附金

〔該当する条例指定法人等については、市民税課にお問い合わせください。〕

次の算式で計算した金額に県民税分4%、市民税分6%を乗じ、いずれか低いほうの金額を所得割から控除します。

・①～④の寄附金の合計額-2千円  
 ・(総所得金額+退職所得金額+山林所得)×30%-2千円  
 また、都道府県、市区町村に対する寄附金については、以下の特例控除額が加算されます。  
 ただし、市民税・県民税所得割の額の2割を限度とします。  
 (都道府県市区町村に対する寄附金額-2千円)  
 ×(90%-0～45%×1.021) ※

※寄附者に適用される所得税の限界税率

◎雑損控除の計算方法

「損害金額－保険金などで補てんされる金額」＝Aの金額を基として計算した、次の①と②のいずれが多い方の金額。

損害金額（災害関連支出の金額を含む）－保険金などで補てんされる金額＝差引損失額A

①差引損失額A－総所得金額等の合計額の10%

②差引損失額Aのうち災害関連支出の金額－50,000円

※災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などへの支出をいいます。

◎生命保険料控除額の計算方法

ア. 旧契約の生命保険のみの場合（契約日が平成23年12月31日以前）

支払保険料総額	控除額の計算式
15,000円まで	支払保険料の総額
15,000円を超え 40,000円まで	支払保険料の総額×1/2+7,500円
40,000円を超え 70,000円まで	支払保険料の総額×1/4+17,500円
70,000円超	35,000円

生命保険料控除額は次の①～③の種類ごとに控除額を計算します。

ただし、①～③を合計した控除額の上限は7万円です。

①一般生命保険料（新旧契約あり）

②介護医療保険料

③個人年金保険料（新旧契約あり）

※旧契約か新契約かについては、控除証明書に表記されています。

イ. 新契約の生命保険のみの場合（契約日が平成24年1月1日以降）

支払保険料総額	控除額の計算式
12,000円まで	支払保険料の総額
12,000円を超え 32,000円まで	支払保険料の総額×1/2+6,000円
32,000円を超え 56,000円まで	支払保険料の総額×1/4+14,000円
56,000円超	28,000円

ウ. 旧契約と新契約の両方がある場合

①及び③の種類について、旧契約と新契約の両方がある場合、次のいずれかの控除を選択することができます。

a. 旧契約にかかる控除額（上記アにより算定した額で、上限35,000円。）

b. 新契約にかかる控除額（上記イにより算定した額で、上限28,000円。）

c. 旧契約と新契約にかかる控除額の合計額（上記ア、イにより算定した額の合計。上限28,000円）

ただし①、②、③の控除合計額の上限は7万円。

例1）旧契約の一般生命保険料支払額50,000円（控除額30,000円）と、新契約の一般生命保険料支払額56,000円（控除額は上限の28,000円）がある場合、上記a.のパターンで、控除額が有利となる30,000円を控除額とすることができます。

例2）旧契約の一般生命保険料支払額20,000円（控除額17,500円）と、新契約の一般生命保険料支払額30,000円（控除額21,000円）がある場合、上記c.のパターンで、控除額を合算して、上限の28,000円を控除額とすることができます。

◎地震保険料控除額の計算方法

① 地震保険契約に係る保険料の場合

控除額の計算式	支払保険料の総額×1/2（最高限度額25,000円）
---------	----------------------------

※長期損害保険契約は、平成18年12月31日までに締結したものに限りです。

② 長期損害保険契約に係る保険料の場合

支払保険料総額	控除額の計算式
5,000円まで	支払保険料の総額
5,000円を超え15,000円まで	支払保険料の総額×1/2+2,500円
15,000円超	10,000円

※一つの保険契約等で左表の①、②の保険契約のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約のみが対象となります。

③ 地震保険契約と長期損害保険契約がある場合

上記の①により算出した金額+②により算出した金額（最高限度額25,000円）
--

※どの控除の種類に該当するかは、手引き2ページをご確認ください。

◎配偶者特別控除額の早見表

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
	配偶者特別控除額		
480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
1,330,000円超	適用なし		

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合には配偶者控除の適用が可能です。

◎扶養控除等の金額

控除の種類	控除額	
	納税義務者の合計所得金額	
配偶者控除	900万円以下	330,000円
	900万円超950万円以下	220,000円
	950万円超1,000万円以下	110,000円
老人の控除対象配偶者	900万円以下	380,000円
	900万円超950万円以下	260,000円
	950万円超1,000万円以下	130,000円
扶養控除	一般扶養親族	330,000円
	特定扶養親族	450,000円
	老人扶養親族	380,000円
	同居老親等扶養親族	450,000円
	16歳未満の扶養親族	なし
障害者控除	障害者	260,000円
	特別障害者	300,000円
	同居特別障害者	530,000円
ひとり親控除		300,000円
寡婦控除		260,000円
勤労学生控除		260,000円

◎基礎控除の金額

納税義務者の合計所得金額	控除額
1円～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～24,500,000円	290,000円
24,500,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,000円超	適用なし

※地方税法等の改正があった場合は、異なる取扱いとなる場合がありますので、ご了承ください。